

利用者支援事業の確保方策の修正

子ども・子育て支援新制度に係る京都市町村会議（H27, 1, 29）の中で、子育て政策課から事業計画に利用者支援事業「母子保健型」を追加することが望ましいとの提案があった。

利用者支援事業

■修正前

確保方策

- 利用者が多様な子育て支援サービスの中から適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育て支援サービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じ、助言や関係機関との連絡調整等を行うための専門の職員として利用者支援員を配置します。
- 利用者支援は単なる情報提供にとどまらず、具体的な施設への入所調整までかかわる場合も想定されるため、利用者支援員は子育て支援担当課に配置します。
- 地域子育て支援センターや未入园児サポートセンター事業を実施している幼稚園又は保育所、関係機関等と連携し、総合的な相談窓口をめざします。

■修正後

確保方策

- 利用者が多様な子育て支援サービスの中から適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育て支援サービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じ、助言や関係機関との連絡調整等を行うための専門の職員として利用者支援員を配置します。
- 利用者支援は単なる情報提供にとどまらず、具体的な施設への入所調整までかかわる場合も想定されるため、利用者支援員は子育て支援担当課に配置します。
- 地域子育て支援センターや未入园児サポートセンター事業を実施している幼稚園又は保育所、関係機関等と連携し、総合的な相談窓口をめざします。
- 妊産婦等に対してより細かい支援を実施するため、利用者支援事業（母子保健型）の実施についても検討を行います。

他市の記載例

A市	市役所健康支援室に母子保健コーディネーターを配置 ※助産師の母子保健コーディネーターによる産前・産後サポート事業の実施
B市	市独自の妊婦健診から子育ての相談までを行う施設の設置検討
C市	母子保健コーディネーターを配置（保健師、助産師等を設置）